

随意契約理由書

件名	有馬口トンネル現道取付工事
契約の相手方	港建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、神戸三田線（有馬口）整備事業において、供用中の現道と新設したバイパス道路（有馬口トンネル）の接続部の道路整備等を行うものであり、当該事業の最終工事となるものである。</p> <p>また、バイパス道路については令和3年度中の供用開始を公表しており、供用開始に向け契約済みの関連工事と調整を行い連携して工事を進めていく必要があるため、本年度中に契約し、可能な限り早期に現場着手する必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、下水道部管路課発注の「神戸三田線（有馬口トンネル前）整備事業に伴う汚水管布設工事」及び水道局事業部配水課の「北（有馬口トンネル前）配水管取替工事」との合併工事として、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため令和3年3月3日付で入札中止となった。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、随意契約を行う。</p> <p>なお、上記請負人は、当該事業のうち先行完了区間の「神戸三田線（有馬口工区）街路築造工事」を請け負っており、当該事業内容を理解し、現場条件等を熟知している。</p> <p>以上の理由より、上記請負人と本工事の随意契約を行い、速やかな現場着手を図るものである。</p>	
担当部署 （問合せ先）	建設局北建設事務所（電話番号 078-981-5191）